

平成22年度第1回新居浜市DV対策連絡会議記録（参考）

日 時 平成22年9月28日（火）13：30～14：45
場 所 市役所4階 41会議室
出席委員 会長（市民部長）及び委員17人
欠席委員 委員6人
事務局 男女共同参画課副課長

○議 題

- (1) 新居浜市DV対策連絡会議設置要綱について
- (2) 平成21年度新居浜市のDVの実情について
- (3) 事例研修について
- (4) その他

○会議記録

【事務局】 ただいまから、平成22年度第1回「新居浜市DV対策連絡会議」を開催いたします。はじめに、会長から挨拶をお願いいたします。

＜ 会長あいさつ ＞

【事務局】 ありがとうございます。

1点お願いをしておきます。新居浜市DV対策連絡会議の委員さんの名簿と専門部会（ワーキンググループ）担当者の名簿をお配りしておりますので、内容等をご確認いただけますようよろしくお願いいたします。

それでは、このあとは、会長が議事進行をすることとなっておりますので、会長よろしくお願いいたします。

【会 長】 議事に入る前に、本年度新たに委員に就任された方もいらっしゃいますので、自己紹介を兼ねてごあいさつをお願いします。

＜ 各委員・事務局職員自己紹介 ＞

事務局より本日の欠席者の報告をお願いします。

【事務局】 本日の会の欠席委員さんは6人でございます。松山地方裁判所西条支部の〇〇委員、松山地方法務局西条支局の〇〇委員、西条保健所（東予地方局健康福祉環境部健康増進課）の〇〇委員及び介護福祉課の〇〇委員につきましては、事前に他の用務のため欠席しますと連絡がありました。また、新居浜市医師会の〇〇委員につきましては、用務が終わり次第参りますと先程連絡がありました。以上です。

【会 長】 それでは、ただいまから議事に入ります。

議題（１）新居浜市DV対策連絡会議設置要綱について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 新居浜市DV対策連絡会議設置要綱の一部改正について説明いたします。

多様な事情を抱えたDV被害者の早期発見、適切な被害者支援を行っていくためには、関係機関相互の連携・協力が不可欠であることから、今後の関係機関等との連携・協力体制をより緊密なものとするために組織拡充を図るため、「新居浜市DV対策連絡会議設置要綱」の一部改正を行いました。

お手元にお配りしている資料No.1「新居浜市DV対策連絡会議設置要綱」をご覧ください。裏面の黄色の部分が今回改正した箇所です。

別表第1（第3条関係）ですが、組織拡充ということで庁内関係課所で「市営住宅担当課」を追加し、別表第2（第3条関係）に、関係機関で「松山地方法務局西条支局」を追加しました。

この一部改正した要綱につきましては、平成22年7月1日から施行しています。

以上で説明を終わります。

【会長】 ありがとうございます。ただ今の新居浜市DV対策連絡会議設置要綱の一部改正について、ご質問等ございませんか。

ないようですので、続きまして議題（２）平成21年度の新居浜市のDVの実情について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】 平成21年度の新居浜市におけるDV被害者相談状況について、簡単にご説明いたします。

資料No.2「平成21年度DV被害者相談状況」をご覧ください。

平成21年度のDV被害者相談件数は323件で、DV相談者数は、120人となっています。別紙参考資料のとおり平成20年度実績が相談件数280件で、相談者87人でしたので、相談件数で43件、相談者で33人も増えています。323件のDV相談の内、来所による面接相談が299件、電話相談が24件で、面接相談が92.6%を占めています。（ちなみに平成20年度では、95.4%でした。）当市では、できるだけ本人とお会いして直接話を聞くような相談体制を執っています。

相談件数の内訳については、やはり本人からの相談が一番多く、123件で全体の38.1%を占めており、本人以外では、警察からの連絡が84件の26%、医療機関からの連絡が36件の11.2%、あとは行政機関からが25件、友人からが17件、相談機関からが16件などとなっています。

また、市内在住者からの相談件数が223件で全体の69%、市外在住者からの相談件数が100件で、四国中央市からが42件の13%、西条市からが30件の9.3%、あとは松山市から9件、今治市からが7件となっています。県外からの相談者もあり、12件の3.7%となっています。もちろん、市外及び県外在住の相談者の中には、市内に実家等が有るというケースもありますが、中には以前新居浜で相談された方からの

ロコミというのもありました。

相談件数の年代別については、30歳代、40歳代からの相談が多く、30歳代から109件の33.8%、40歳代から103件の31.9%となっており、30歳、40歳代のいわゆる子育て中の世代からの相談が全体の約2/3を占めるという状況になっています。あとは60歳代から37件、50歳代から33件、20歳代から30件などとなっています。

次に、暴力の加害者内訳については、やはり夫からの暴力が一番多く、239件で、全体の74%を占めており、元夫からの暴力も45件の13.9%となっています。あとは、恋人から21件、その他の内縁関係などから10件などとなっています。

次に、暴力の内容としては、身体的暴力が一番多く、181件で、全体の56%を占めており、精神的暴力が88件の27.2%、あとは経済的暴力が24件、子どもから、子どもへの暴力が22件などとなっています。また、精神的暴力の内容としては、不倫が27件、飲酒が21件、借金が17件などとなっています。

21年度のDV被害者相談の中で、保護命令（接近禁止命令等）の申立てを行い、保護命令が下りた事案については、14件あり、内訳は市内在住者が7件、四国中央市在住者が5件、西条市及び今治市在住者がそれぞれ1件ずつとなっています。

以上で、簡単ではございますが、説明を終わります。

【会 長】 ありがとうございます。ただ今の報告について、何かご質問はございませんか。

相談者120人というのは、1人の相談者が数回相談に来たということでのいいのですか。

【事務局】 数名一回のみという相談者もいましたが、相談者は、普通何回かは相談に来ておりますので、相談者120人に対し相談件数が323件という結果になっております。

【会 長】 実際面接する場合の場所については、ウイメンズの方で行っているのですか。

【事務局】 市の相談員が火、土の午後、一昨年12月に発足したNPO法人新居浜ほっとねっとの相談員が、木、金の午後にそれぞれウイメンズで相談を受けております。また、警察へ直接相談に行かれる方もいらっしゃいますので、我々が警察の方へ行って警察の担当者と一緒に相談を受けるケースもありますし、市役所に相談に来る方もいらっしゃいますので、市役所の方でも相談を受けております。

【会 長】 市の相談体制は今説明のとおりとなっておりますが、皆さん何かご質問等ございませんか。

無いようですので、それでは議事を進めたいと思います。議題（3）の事例研修に入りますが、個人情報等が関係するため非公開といたします。

＜ 事例研修（非公開） ＞

【会 長】 それでは、最後に議題（4）その他についてですが、事務局から報告をお願いします。

【事務局】 それでは、2点ほどご報告いたします。

まず、1点目については、DV被害者サポーターについてですが、平成19年度末をもって、愛媛県がDV被害者サポーター活用事業を廃止したため、当市では、市として独自に「新居浜市DV被害者サポーターの登録等に関する要綱」を定め、DV被害者サポーター登録制度を平成20年8月に新設して、多様な事情を抱えたDV被害者等の適切な被害者支援を行っております。現在の新居浜市DV被害者サポーター登録者数は、21人でございます。平成21年度の支援実績については、17人のDV被害者等に対し延べ30人のDV被害者サポーターが29回の支援を行っており、内容といたしましては、地方裁判所及び家庭裁判所への付き添い支援、無料法律相談への同行支援及び弁護士事務所への付き添い支援などとなっています。

次に、もう1点については、配偶者暴力被害者緊急避難支援等についてですが、当市では「新居浜市配偶者暴力被害者緊急避難支援等に関する要綱」を定め、配偶者等からの暴力を受けたDV被害者に対し、緊急避難及び緊急一時保護を実施しております。具体的には、配偶者等からの暴力の防止及び被害者等の保護を図るために、緊急避難支援のための旅費等や緊急一時保護のための宿泊費等が支給できるよう対応しています。

ちなみに、緊急避難支援として、一回5,000円を限度とする交通費

緊急一時保護として、一回8,000円を限度とする宿泊費

を予算化（H22年度、8万7千円）しております。平成21年度の支援実績については、緊急一時保護として、DV被害者1人に対し一泊分のホテル代（5,700円）を支給しています。

以上で、報告を終わります。

【会 長】 ただ今の2点の報告について、ご質問はございませんか。また、その他ということでもありますので、ご意見でも結構ですし、何かお気付きの点がありましたらお願いいたします。

【事務局】 今日お集まりの各関係機関並びに各関係課所の皆様方に、改めてお願いいたします。

今後、DV相談件数が増えていくことが予想されますが、今後ますます各関係機関及び各関係課所の皆様方と連携を密にし、一層強固な協力体制でDV支援等を行っていくことが大切であると考えておりますので、どうぞ皆様よろしくをお願いいたします。

【委 員】 DVの通報に関して、本人の了解を取らなくてもいいのですか。また、「DVのようだけど・・・」ということでもいいのですか。

【事務局】 以前にも、DVの通報があつて我々が動いたこともありますし、もちろん近所の奥さんがDVを受けているようだという連絡でも結構ですのでよろしくをお願いいたします。

【委 員】 病院で受診し明らかにDVを受けているのだと思われても、本人が相談に行くのは嫌だということもあると思うし、そういった場合は、やはり本人の意思を確認した方がいいのか、また、実際DVではなかったというケースもあると思うのだが。

【事務局】 相談者本人は、実際どうしても相談した方がいいのか、相談しない方がいいのか迷っていると思います。DV相談員（女性）は、まず本人の話を聞く傾聴から始めて、そ

の個々のケースに応じて、本人の意思に基づき本人とその都度よく相談しながら出来る支援を行っていきますので、傾聴の段階でDVであるとかないとかは判断できません。また、本人が悩んでいることを相談員に聞いてもらうというだけで、本人にとってはいいことではないかと思しますので、遠慮せず相談に行くよう言って下さればと思います。

【委員】 DVの通報に関して、もちろん通報者の氏名とかは言わないですね。

【事務局】 もちろん言いません。

【会長】 そのほか、何かございませんでしょうか。

無いようでございますので、これをもちまして、平成21年度第1回「新居浜市DV対策連絡会議」を終わらせていただきます。

委員の皆様には、お忙しいところご出席いただきありがとうございました。

以上